



独立行政法人国立病院機構柳井医療センター 短期入所のご案内



柳井医療センターでは、平成 29 年 9 月 1 日より在宅支援の一環として短期入所事業を開始しました。

◆短期入所の種類について

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（以下、「障害者総合支援法」）」に基づく、指定短期入所事業の医療型短期入所です。

◆短期入所の概要と内容について

重症心身障害児・者の在宅生活において、①主介護者が病気で介護がその期間できない場合、②その他諸事由で在宅介護が困難になった場合、短期入所利用が可能です。短期入所では、入浴・排泄・食事などの介助を主内容として、医療的管理下における日常生活支援や相談対応などを適切に提供します。

◆利用の手続きについて

住民票に記載のある、市区町村窓口（窓口：障害福祉課）にて、「障害福祉サービス受給者証」の申請・交付を受けて下さい。すでに、「障害福祉サービス受給者証」をお持ちの方については、サービス名称の変更申請・交付が必要となります。

*新規で申請を行う場合は、下記の手順で交付までに期間が必要となります。

①申請 → ②受付 → ③障害支援区分認定調査 → ④審査判定 → ⑤支給決定 → ⑥交付

*当院を利用する場合、サービス種別（例）として、

- ・ 18歳未満の場合「短期入所（重心）」
- ・ 18歳以上の場合「医療型（療養介護）」の記載が必要となります

注）市町村により記載が異なりますので、柳井医療センターの医療型短期入所（重心）を利用したいとお伝え下さい！

◆利用日数について

1カ月に利用可能な日数は、「障害福祉サービス受給者証」に記載されています。その日数を超えて短期入所を利用すると全額自己負担となりますので、もし利用可能日数を超えそうな場合は市区町村窓口（窓口：障害福祉課）か柳井医療センター職員へご相談ください。

◆利用料について

短期入所にかかる利用料は以下のとおりです

(1) 基本利用料は介護給付の1割負担です。ただし、利用者又は扶養義務者の前年度所得に応じて「障害福祉サービス受給者証」に負担上限月額が定められています。
また、他サービスを併用された場合、負担上限月額範囲で負担額が調整される場合があります。

(2) その他の費用（基本利用料に含まれない料金については下記のとおり）

①食費	食事提供体制加算がある場合	0円（1食/日） 440円（2食/日） 900円（3食/日） 無い場合	460円（1食/日）
②日用品費・その他			実費

◆利用までのおおまかな流れ

- ①柳井医療センターへ連絡・見学（「基礎情報」を作成し持参下さい）
- ②お試し利用（「基礎情報」の再確認、かかりつけ医の紹介状）、当院と利用契約
- ③柳井医療センター短期入所の利用申込み・予約（短期入所か医療入院かお伝えください）
- ④短期入所利用

◆留意事項

- 病院と利用者相互の安全のため、御家族付き添いでのお試し利用を1泊2日程度おこなって頂きます（医療入院）。可能であれば、かかりつけ医の紹介状を持参願います。
- 利用申し込みは希望日の2か月前より受け付け致します。
- 利用受け入れ日は、原則、平日とします。入退所時間は午前9時～16時00分
 - *原則、夜間の受け入れは出来ません。退所日は土日祝日可。
 - *予定時間の変更がある場合は、速やかに連絡をお願いします。
 - *利用期間は、最大2週間までの利用とさせていただきます。
- 他の入院患者さんの病状・感染症流行期などにより、対応できない場合や利用希望日の変更があります。
- 医療処置や治療等が必要となった場合は、「外来受診」または「医療入院」に切り替え対応いたします。

《問い合わせ先》

独立行政法人国立病院機構 柳井医療センター
〒742-1352 山口県柳井市伊保庄95
TEL (0820) 27-0211
ダイレクトイン (0820) 27-0031
療育指導室(内線566)
医事専門職(内線529)

